

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成26年 9月 26日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区備後町二丁目1番8号 備後町野村ビル		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 新日本理化株式会社 代表取締役社長 藤本万太郎 電話 06-6202-0624					
主たる業種	油脂誘導体・化成品の製造販売	細分類番号	1   6   4   1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準に、平成28年度の生産量あたりの温室効果ガス排出量を3%削減する。						
計画を推進するための体制	常務取締役を統括責任者とした環境・エネルギー管理の組織体制を構築、実行計画と進捗管理を実施する。(ISO14001を2004年4月に取得済み)						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,074.5 トン	6,014.4 トン	5,952.1 トン	5,892.6 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,074.5 トン	6,014.4 トン	5,952.1 トン	5,892.6 トン	-2.0 パーセント	
目標の根拠		・各種電気機器のインバーター化(蛍光灯安定器等) ・トップランナー変圧器への更新					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量)	7.25	7.18	7.11	7.03	-2.74 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		・蒸気流量計、電力量計の更新又は新設による各部門毎のエネルギー量の把握 ・蒸気トラップの点検、更新によるロス改善					
重点的に実施する取組の実行計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		82.0 パーセント	82.0 パーセント	88.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	機器の適正な運転管理に努める。各種電気機器のインバーター化を進める。					
	(27)年度	機器の適正な運転管理に努める。各種電気機器のインバーター化を進める。水銀灯の高効率化を進める。					
	(28)年度	機器の適正な運転管理に努める。各種電気機器のインバーター化を進める。水銀灯の高効率化を進める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	京都工場では、公共の交通手段を利用した通勤を奨励・推進している。					
	上記の措置を採用する理由	第一計画期間から実施しているため、引き続き実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	廃棄物の減量と再資源化率向上を今後も推進していく。						
特記事項	「評価の対象となる排出の量」は、H24年度途中よりエネルギー原単位の高い製品の増産が現在も継続されており、今後も同様の状況が続く見通しである為、H25年度の排出量を基準年度とした。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。